

5 法人の形態別の比較

	株式会社	農事組合法人（2号法人）
根拠法	会社法	農業協同組合法
構成員	【1人以上】 ①株主（有限責任） 自然人，法人とも株主になれる	【3人以上】 ①組合員（有限責任） 農民等であって定款で定めるもの ②物資の供給もしくは役務の提供を継続して受ける個人等は1/3以内
発起人	1人以上	3人以上の農民
出資	①現金出資と現物出資 ②出資は1株均一（金額に制限なし）	①現金出資と現物出資 ②出資は1口均一（金額に制限なし） ③出資の分割払込も可（現物出資は第1回目一括払込）
議決権	株主は原則として出資1株に1議決権 ただし，定款に別段の定め可	各組合員出資口数に関係なく1人1議決権
資本金の最低額	制限なし	特に定めなし
役員	①取締役 取締役会非設置会社は1人以上 取締役会設置会社は3人以上 資格：定款での株主限定は不可 非公開会社はこの限りでない 法人，成年被後見人若しくは 被保佐人等はなれない ②監査役 株式譲渡制限会社では任意設置。 取締役会設置会社では原則設置。 ③会計参与 全ての株式会社で任意設置 株式譲渡制限会社が取締役会を設置する場合，会計参与の設置で監査役に代えることができる	①理事（必置機関） 資格：その農事組合法人の組合員（農民に限る） ②監事（任意機関） 資格：組合員以外も可
設立手続き	①発起人の定款作成 ②公証人の定款認証 ③出資の払込 ④設立時取締役等の選任 ⑤設立時取締役等による調査 ⑥設立時代表取締役の選定（取締役会設置会社） ⑦設立登記	①発起人の定款作成 ②設立同意の申出 ③役員を選任（定款に定めれば不要） ④出資の払込 ⑤設立登記 ⑥行政庁への設立届出
持分の譲渡	①株式譲渡制限会社では，全ての株式の譲渡を制限。（定款に要規定） ②株式譲渡制限会社以外の株式会社では株主相互間の持分譲渡は自由	①出資組合の組合員は，組合の承認を得なければその持分を譲渡できない ②非組合員が持分譲渡を受ける時は加入の例による必要があり
法人の性格	①出資金額を限度とする有限責任 ②営利追求を目的とした物的会社 ③株主数に制限がなく，定款変更等も比較的容易なため，機動的な経営が可能 ④取締役会と株主総会の役割が明確	①協業を図ることにより組合員の共同利益を増進することが目的 ②他の法人が企業的（資本的）であるのに対して共同体的（労働的）
登記等費用	印紙税4万円，認証費用5万円，登録免許税15万円～	—

	合同会社	(参考) 農業生産法人
根拠法	会社法	農地法
構成員	【1人以上】 ①社員（有限責任） 自然人，法人とも株主になれる	①農地の権利を提供している個人 法人の農業の常時従事者，農協 農地中間管理機構，地方公共団体 農作業の委託を行っている個人 ②法人と継続的取引関係にある者 法人の事業の円滑化に寄与する者
発起人	発起人はいない。社員1人以上で設立	
出資	①現金出資か現物出資 (信用・労務の出資は認められない)	
議決権	原則，各社員1人1議決権	
資本金の最低額	制限なし	
役員	①社員が業務執行 ②定款により一部社員のみを業務執行 社員と定めることも可能	①法人の農業の常時従事者 (役員全体の過半) ②法人の農作業に従事する者 (①の過半)
設立手続き	①社員になろうとする者の定款作成 ②その全員が署名又は記名押印 ③出資の払込 ④設立登記	
持分の譲渡	原則社員全員の同意が必要	
法人の性格	①所有と経営の一致（人的会社） ②会社内部の規律は定款自治が原則 ③利益や権限の配分は出資金額の比率 に拘束されない	【事業要件】 主たる事業が農業（関連事業を含む） (売上高の過半を占めること)
登記等費用	印紙税 4万円，登録免許税 6万円～	